

「指定管理者」を公募します

役場(六郷庁舎)総務課 行政班 ☎(84)1111 (内線1244)

町では「美郷町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき、公の施設を管理運営する指定管理者を公募します。指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲、指定の期間、申請の方法、公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況等については、募集要項を作成し所管課で配布しますのでお問い合わせください。

対象施設 (呼称または愛称)	所管課および お問い合わせ先	申込資格等	募集日程
トレーニングセンターろくごう および 六郷陸上競技場	社会教育課 (千畑庁舎) スポーツ振興班 ☎(84)4915	(1)団体であること。(法人格を必要とするかは対象施設により異なります。) (2)団体またはその代表者が次の者に該当しないこと。 ア 法律行為を行う能力を有しない者 イ 破産者で復権を得ない者 ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札の参加を制限されている者 エ 地方自治法(昭和22年法律第67号。)第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けたことがある者 オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)または180条の5第6項の規定に抵触することとなる者	◎申請受付期間 (1)受付期間 9月1日(木)から 9月30日(金)まで ※募集要項等の配布は、 9月9日(金)まで (2)受付時間 午前9時～午後5時
サンワーク六郷	福祉保健課 (千畑庁舎) 高齢・障害福祉班 ☎(84)4907	オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)または180条の5第6項の規定に抵触することとなる者 (3)国税及び地方税を滞納していないこと (4)施設の管理運営能力を有する者	◎計画作成に関する事前説明会および施設案内 (1)日時 8月26日(金) 午前10時～ (2)会場 美郷町役場 (六郷庁舎) 131会議室
六郷老人福祉センター清水苑 および 六郷いきいき館			
千畑畜産資源土壌還元施設 (アクティセンター)	農政課 (仙南庁舎) 農政班 ☎(84)4908	(4)施設の管理運営能力を有する者 ※施設によっては、上記の他に要件が追加される場合があります。詳しくは所管課で配布する募集要項をご覧ください。	
六郷地域食材供給施設 (ニテコ名水庵)			
六郷農畜産物処理加工施設 (湧子ちゃん)			
六郷生産物直売所			
仙南雁の里農業振興施設 (道の駅 雁の里せんなん)	商工観光課 (六郷庁舎) 観光班 ☎(84)4909		
千畑調理研修施設・千畑温泉保養所・千畑湯治館(以上サンアール)、サンスポーツランド千畑および千畑生産物直売所(紫織里)			
あったか山			

※「指定管理者」とは

今まで公の施設の管理は、公共団体か公共団体の出資している団体などしかできませんでしたが、地方自治法の改正により、民間の事業者の方も管理ができるようになりました。このように、公の施設を管理する団体を指定管理者と呼んでいます。